

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく行動計画

社会福祉法人 育秀会

社会福祉法人育秀会の職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：女性職員の育児休業取得率100%を維持するとともに、男性職員の育児休業取得率50%以上を推進する

<対策>

- 令和8年4月～ 子供が産まれる職員へ個別に制度の説明を行う。加えて、休業取得の意思を確認し、代替要員を確保するよう努める
- 令和8年4月～ 男性職員も育児休業を取得できること等、諸制度について施設内の会議等において周知する

目標2：管理職（課長職以上）に占める女性割合50%以上を目指す

<対策>

- 令和8年4月～ 管理職を目指す女性職員のモチベーションアップにつながるよう、現女性管理職の活躍を後押しする
- 令和8年4月～ 階層別研修の実施により女性職員の育成と管理職（マネジメント職）の意識改革を進める

目標3：職員の法定時間外・法定休日労働時間の月平均を10時間以内とする

<対策>

- 令和8年4月～ 事業所別に各月ごとの平均残業時間を把握し、時間外労働の多い職員には個別に働きかけを行う
- 令和8年4月～ 時間外労働の分析を行い、問題点及び対策を検討して業務の効率化を図っていく